

地域主権関連 3 法案の早期成立を求める緊急要望

政府は、地域主権関連 3 法案を国会に提出した。しかし、前通常国会において、参議院においては既に可決され、衆議院において未審議のまま、継続審議になったところである。

「国と地方の協議の場に関する法律案」は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現するものであり、画期的なものと評価している。

また「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は「地域主権戦略会議」を法的に位置づけ、地方分権改革の重要な推進拠点とするとともに、地方自治体の自由度を高め、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で不可欠な義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

さらに「地方自治法の一部を改正する法律案」は、議決事件の範囲の拡大など、地方議会の自主性・自律性を高め、その機能をより発揮していくために極めて重要なものである。

これら 3 法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものである。昨年の総選挙に当たり、与野党とも地方分権の推進を明示されたところであり、必ず次期臨時国会において成立させるよう強く求める。

平成 22 年 7 月 22 日

全国町村議会議長会
都道府県会長会